

本資料は、平成29年8月1日時点で行きまとめたものであり、今後変更がありうることを御了承下さい。

花きの振興に関する法律 種苗法の特例 Q & A

平成29年8月

農林水産省
花き産業・施設園芸振興室

目 次

- 問 1 種苗法の特例の趣旨について教えてください。
- 問 2 種苗法の特例の対象となる「花き」の定義について教えてください。
- 問 3 種苗法の特例はいつから適用になりますか。
- 問 4 種苗法の特例の対象となるのはどのような新品種ですか。
- 問 5 耐病性等の新たな機能を有するものではなく、花色や形状が新しい品種は種苗法の特例の対象にはなりませんか。
- 問 6 海外で育成される品種についても、種苗法の特例の対象となりますか。
- 問 7 知財輸出を行う品目についても、種苗法の特例の対象となりますか。
- 問 8 既に育成されている品種について、これから品種登録を行う場合、種苗法の特例の対象となりますか。
- 問 9 種苗法の特例を受けた新品種を親として育成された第二世代の新品種についても、特例を受けることができますか。
- 問 10 複数の品目を対象とした、または一つの品目で複数の形質を対象とした研究開発事業計画を作成することは可能ですか。
- 問 11 研究開発事業計画の認定の申請の流れについて教えてください。
- 問 12 民間の種苗会社も研究開発事業計画の申請が可能ですか。
- 問 13 研究開発事業計画の目標はどのように定めればよいですか。
- 問 14 研究開発事業計画を作成するにあたり、新品種の育成のみならず、増殖技術の高度化についても計画する必要がありますか。
- 問 15 これから研究開発事業を行う法人を設立しようとしているのですが、現時点で研究開発事業計画の認定申請は可能ですか。
- 問 16 研究開発事業計画の認定申請の時期はいつですか。
- 問 17 研究開発事業の実施期間終了後、同内容の研究開発事業を実施することは可能ですか。
- 問 18 一つの認定研究開発事業計画に沿った成果として、複数の新品種が育成された場合、これら複数の新品種について出願料及び登録料の軽減申請は可能ですか。
- 問 19 育種目標は他者に知られたくないのですが、認定された研究開発事業計画は公表されることがありますか。
- 問 20 法第 12 条に規定する研究開発事業計画の変更はどのような場合に行うのでしょうか。
- 問 21 法第 13 条において、「認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る」としているのはなぜですか。
- 問 22 出願料軽減申請の流れについて教えてください。
- 問 23 登録料軽減申請の流れについて教えてください。

- 問 24 施行規則別記様式第 3 号及び第 4 号の出願料軽減申請書及び登録料軽減申請書の添付書面で、「認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面」とは何ですか。
- 問 25 出願料の軽減申請を行うにあたり、育成された新品種の特徴（耐病性や高温耐性等）に関する第三者機関の検定が必要ですか。
- 問 26 都道府県の試験場の職員や、種苗会社の従業員が育成した新品種については、どのような取扱いとなりますか。
- 問 27 登録料の軽減は、なぜ 6 年目までなのですか。
- 問 28 申請書を提出するにあたり、必要となる書類はありますか。

(問 1) 種苗法の特例の趣旨について教えてください。

(答)

1. 我が国における花き需要については、若年層の花き離れ等により長期的に見て減少傾向にあり、かつ切り花の輸入は増加傾向にあります。他方、多様で高品質な国産花きは、近年増加傾向にあることから、今後我が国花き産業の振興には、国際競争力の強化による国産シェアの奪還と輸出の拡大が必要な状況です。
2. しかしながら、耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に資する新品種の育成については、手間がかかる上、花きの流通は少量多品種でありかつ品種の変遷も激しいことからリスクが高く、これまで取組があまりみられていなかったことから、特に民間事業者がこれらの新品種の育成を行うための動機付けを図るためには、十分なりリスク低減措置を講ずる必要があります。
3. このため、「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)において、種苗法の特例を定め、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種の育成について、種苗法の規定に基づく出願料及び登録料(第1～6年)を4分の3軽減することとされました。
4. ちなみに、これまでに種苗法の特例が措置された法律としては、「農林漁業バイオ燃料法」、「米粉・飼料用米法」、「六次産業化・地産地消法」、「福島復興再生特別措置法」があり、いずれも出願料及び登録料を4分の3軽減することとしています。

区分	通常	特例措置
出願料	47,200 円	11,800 円
登録料(第1～3年)	6,000 円/年	1,500 円/年
登録料(第4～6年)	9,000 円/年	2,250 円/年

(問2) 種苗法の特例の対象となる「花き」の定義について教えてください。

(答)

1. 種苗法の特例の対象となる「花き」は、「花きの振興に関する法律」の第2条において、「観賞の用に供される植物」として定義されているものになります。
2. 具体的には、切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類を指しています。

(問3) 種苗法の特例はいつから適用になりますか。

(答)

1. 種苗法の特例の適用を受けるには、「花きの振興に関する法律」第3条に規定する「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に適合した研究開発事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受ける必要があります。
2. 基本方針については、平成27年4月10日付けで官報に掲載し公表したところであり、申請書は随時受け付けております。

(問4) 種苗法の特例の対象となるのはどのような新品種ですか。

(答)

1. 種苗法に基づく花きの品種登録出願及び品種登録は、年間800件程度で推移していますが、これらのお大半は花色や形状に関する改良が占めています。
2. 他方、我が国の花き産業の国際競争力を強化し、国産シェアの奪還と輸出の拡大に取り組んでいくためには、耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来の品種にない優れた機能や形質を有する新品種の育成が必要です。

3. 種苗法の特例は、「花き」であれば全て適応されるというものではなく、認定研究開発事業計画の成果に係るこれら国際競争力の強化に資する新品種の育成を支援するものです。
4. 研究開発事業計画の中で、これから育成しようとする品種が、どのように国際競争力の強化に資するのか、御説明頂くようお願いします。

【種苗法の特例の対象となる新品種のイメージ】

- ① 灰色かび病に対する抵抗性を持ち、夏場の高温・多湿化でも輸出可能となるスイートピーの新品種
- ② マレーシアや中国からのキクの輸入が増加する中、高温耐性を持ち、夏場の需要期に合わせた安定供給を可能とし、国産シェアの奪還に資するキクの新品種
- ③ ケニアやコロンビアからのバラの輸入が増加する中、耐寒性を持ち、冬場の暖房コストの削減を通じて、国産シェアの奪還が期待されるバラの新品種

なお、これらの特性については、客観的かつ安定した評価が可能であることが求められます。

(問5) 耐病性等の新たな機能を有するものではなく、花色や形状が新しい品種は種苗法の特例の対象にはなりませんか。

(答)

1. 基本方針では、「耐病性、高温耐性、日持ち性等、従来品種にない優れた機能や形質を有し、我が国の花き産業の国際競争力の強化に特に資する新品種」としており、花色や形状が新しい品種を排除してはおりません。
2. 育成しようとする花色や形状が従来品種にない画期的なものであること、新しい新品種が、従来品種に比べどのように優れており、またどのように国際競争力の強化に資するのか、研究開発事業計画の中で御説明頂きますようお願いします。

【種苗法の特例の対象となる花色や形状が新しい新品種のイメージ】

赤と黄色のコントラストが従来品種に比べ格段に鮮明で、これらの色が縁起物とされる中華圏向けの輸出拡大が見込めるグロリオサの新品種

(問6) 海外で育成される品種についても、種苗法の特例の対象となりますか。

(答)

1. 種苗法の特例の対象となる新品種が育成される場所は国内外を問いませんので、海外で育成される品種も対象となります。
2. ただし、種苗法の特例の趣旨は「我が国の花き産業の国際競争力の強化」ですので、研究開発事業計画の中で、「当該品種が我が国の生産者によって生産され、国産シェアの奪還を通じて我が国の花き生産者の利益に繋がる」等、どのように国際競争力の強化に繋がるのか、御説明頂きますようお願いいたします。

(問7) 知財輸出を行う品目についても、種苗法の特例の対象となりますか。

(答)

1. 知財輸出を行う品目であっても、我が国の花き産業の国際競争力に特に資するものであれば、種苗法の特例の対象となります。その場合は、逆輸入させない等の手立てを講じる必要があります。

(問8) 既に育成されている品種について、これから品種登録を行う場合、種苗法の特例の対象となりますか。

(答)

1. 種苗法の特例は、「花きの振興に関する法律」及び基本方針の趣旨に照らして、これから国際競争力の強化に特に資する新品種の育成等を行おうとする研究開発事業計画を作成し、同計画の成果として育成された新品種に対して適用されるものです。

2. このため、まだ市場に流通していないものも含め、既に育成されている品種について、事後に研究開発事業計画を作成する場合については、法律や基本方針の趣旨を踏まえたものではないことから、種苗法の特例の対象とはなりません。
3. ただし、既に育種の取組が開始されていても、まだ新品種として完成されていない場合については、新たに研究開発事業計画を作成し、同計画の成果として新品種が育成されれば種苗法の特例の対象となる可能性があります。

(問9) 種苗法の特例を受けた新品種を親として育成された第二世代の新品種についても、特例を受けることができますか。

(答)

1. 種苗法の特例は、耐病性、高温耐性、日持ち性等の機能性を有する品種等育成に手間がかかり、リスクの高い品種について、十分なリスク低減措置を講じるものです。
2. 第二世代の新品種の育成については、第一世代のものに比べ、そのリスクは遙かに小さいため、種苗法の特例の対象とはなりません。

(第三世代以降については、特例の対象とする方向で検討中)

(問10) 複数の品目を対象とした、または一つの品目で複数の形質を対象とした研究開発事業計画を作成することは可能ですか。

(答)

1. 複数の品目を対象とすることは可能です。例えば、申請者がパンジーやシクラメン等の苗物の生産者である場合、「従来品種に比べ開花期間が2割長いパンジー及びシクラメンの新品種の開発」等の研究開発事業計画を作成頂いて構いません。
2. また、同じ品目で複数の形質について計画することも可能です。例えば、「従来品種に比べ、耐寒性及び日持ち性に優れる輪ギクの新品種の開発」等の研究開発事業計画も認定の対象となります。

(問 11) 研究開発事業計画の認定の申請の流れについて教えてください。

(答)

1. 法律及び基本方針の趣旨を踏まえ、輸出の拡大や国産シェアの奪還等、我が国の花き産業の国際競争力の強化に資する新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発事業計画を作成し、農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室に認定の申請をしてください。
2. 農林水産省において、申請のあった研究開発事業計画について審査を行い、その結果を申請者に対し認定または不認定の通知をもってお知らせします。
3. なお、認定の申請を行う前に、事前に研究開発事業計画の記載内容について農林水産省または各農政局等に御相談頂いても構いません。

(問 12) 民間の種苗会社も研究開発事業計画の申請が可能ですか。

(答)

1. 研究開発事業計画の申請は、民間の種苗会社、個人育種家、都道府県の試験場等、個人・法人の別にかかわらず、どなたでも行うことができます。

(問 13) 研究開発事業の目標はどのように定めればよいですか。

(答)

1. 研究開発事業の目標は、その後出願料の軽減申請の際に育成された新品種が、研究開発事業計画に沿ったものであるか判断する際の基準となるものです。
2. このため、目標は可能な限り具体的かつ定量的なものとなることが望ましいのですが、これが困難である場合には定性的なものでも構いません。

【研究開発事業の目標のイメージ】

- ① 耐寒性が向上し、従来品種に比べ生産時の暖房コストが2割削減可能
- ② 耐乾性が向上し、従来品種に比べ生産時のかん水に係るコストが2割削減可能
- ③ 従来品種では5日間だった日持ち性が7日間に向上

(問 14) 研究開発事業計画を作成するにあたり、新品種の育成のみならず、増殖技術の高度化についても計画する必要がありますか。

(答)

1. 我が国の花き産業の国際競争力を強化するためには、従来の品種にない優れた機能や形質を有する新品種を育成するのみならず、これらの品種を茎頂培養やウイルスフリー苗を使う等して、確実に増殖を行うことが必要となることから、研究開発事業は「花きの新品種の育成及び増殖技術の高度化に関する研究開発を行う事業」（法律第11条）としているところです。
2. このため、研究開発事業計画においては、「新品種の育成」と「増殖技術の高度化」の両方について、計画することが必要です。なお、「増殖技術の高度化」については、当該品種における効率的な種苗採取の体制確立等でも可能です。
3. なお、必ずしも申請者自身が新品種の育成と増殖技術の高度化の両方に取り組む必要はなく、例えば申請者が個人育種家であり増殖は行っていない場合は、研究開発事業計画において増殖を行う者を協力者として位置づけ、申請書別紙1の2-(2)に記載頂ければ結構です。
4. また、増殖を行う者について、研究開発事業計画の申請段階で想定していた者から、出願料軽減申請時あるいは、品種登録後、実際に増殖を行う時点に変更になった場合は、別記様式第2号により、研究開発事業計画の変更に係る認定申請書に変更事項として、実際に増殖を行う者を協力者とする旨を記載して提出して下さい。

(問 15) これから研究開発事業を行う法人を設立しようとしているのですが、現時点で研究開発事業計画の認定申請は可能ですか。

(答)

1. 可能です。法第11条において、研究開発事業を行おうとする者について、「研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。」とされています。

2. この場合、施行規則第1条第2項第1号に規定する「定款又はこれに代わる書面」については、設立しようとする法人の前身となる団体等の規約等を、同第3号に規定する「当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書」については、前身となる団体等の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を提出いただきますようお願いします。
3. なお、研究開発事業計画について農林水産大臣の認定を受けた後に法人が設立され、新たに定款等が作成された場合には、御参考までにこれらの書類を農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室まで御提出頂きますようお願いいたします。

(問 16) 研究開発事業計画の認定申請の時期はいつですか。

(答)

1. 研究開発事業計画認定申請書について、特段の提出時期はなく、随時受け付けています。

(問 17) 研究開発事業の実施期間終了後、同内容の研究開発事業を実施することは可能ですか。

(答)

1. 研究開発事業の実施期間内に目標としていた新品種が育成されなかった場合等は、実施期間終了後に同じ内容の計画を改めて作成し、研究開発事業を実施することは可能です。

(問 18) 一つの認定研究開発事業計画に沿った成果として、複数の新品種が育成された場合、これら複数の新品種について出願料及び登録料の軽減申請は可能ですか。

1. 一つの認定研究開発事業計画に対し、計画期間内に複数の新品種が育成された場合、これら複数の新品種について出願料及び登録料の軽減申請は可能であり、

実際にこのようなケースが多くなるものと想定されます。品種数の上限はありません。

【具体的なイメージ】

研究開発事業計画において、灰色かび病に対する抵抗性を有するスイートピーの新品種の育成を計画していたところ、抵抗性を有するスイートピーが3品種育成された。

(問 19) 育種目標は他者に知られたくないのですが、認定された研究開発事業計画は公表されることがありますか。

(答)

1. 特に民間事業者の場合、育種目標は競合他社には知られたくない事項だと思いますので、認定研究開発事業計画を公表することはありません。

(問 20) 法第 12 条に規定する研究開発事業計画の変更はどのような場合に行うのでしょうか。

(答)

1. 例えば、研究開発事業の実施期間内に育種目標を修正する場合や、協力者として位置づけていた者が変更になった場合等が考えられますが、内容が大幅に変わる場合は、変更ではなく新たな研究開発事業計画を作成することとなります。

(問 21) 法第 13 条において、「認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る」としているのはなぜですか。

(答)

1. 研究開発事業の成果が出てから、年一作の作物であれば試験栽培を行う等品種登録出願をするまでの準備期間に二年程度の期間が必要なことから、認定研究開

発事業の実施期間の最終年に新品種が育成される場合を想定して、「実施期間の終了日から起算して二年以内」としています。

(問 22) 出願料軽減申請の流れについて教えてください。

(答)

1. 「出願料軽減申請書」及び「申請にかかる出願品種が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面」（問 24 参照）を農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室に提出して下さい。
2. 申請者が認定研究開発事業者であることが確認されたときは、花き産業・施設園芸振興室から申請者に対して、「確認書」が交付されます。
3. 次に、種苗法第 5 条に基づき、出願の願書（品種登録願）を農林水産省食料産業局知的財産課種苗審査室に提出することとなります。この際、種苗法施行規則第 8 条第 1 項に規定する出願料の額の 4 分の 1 に相当する金額の収入印紙を品種登録願の収入印紙欄に貼付します。さらに、収入印紙欄の空欄部分又は直下に朱書きで「花きの振興に関する法律に基づく出願料の 4 分の 3 軽減。」と、手続き 2. で交付された「確認書」の番号を「確認書番号〇〇号」と記載して下さい（ただし、品種登録願を提出する時点で「確認書」が交付されていないときは、「確認書交付申請中」と追記して下さい）。
4. 提出すべき書類の不足、記載事項漏れ等がなければ、出願料の軽減手続が完了します。

(問 23) 登録料軽減申請の流れについて教えてください。

(答)

1. 「登録料軽減申請書」及び「申請にかかる登録品種が認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面」（問 24

参照) を農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室に提出して下さい。

2. 申請者が認定研究開発事業者であることが確認されたときは、花き産業・施設園芸振興室から申請者に対して、「確認書」が交付されます。
3. 次に、種苗法第45条に基づく登録料について、品種登録料納付書によって農林水産省食料産業局知的財産課種苗室に納付することとなります。この際、種苗法施行規則第19条第1項に規定する登録料の額の4分の1に相当する金額の収入印紙を品種登録料納付書の収入印紙欄に貼付します。さらに、収入印紙欄の空欄部分又は直下に朱書きで「花きの振興に関する法律に基づく第〇年から第〇年の登録料の4分の3軽減。」と、手続き2. で交付された「確認書」の番号を「確認書番号〇〇号」と記載して下さい。
4. なお、種苗法の規定により、品種登録料納付書は、品種登録の公示の日から30日以内に提出する必要があることから、登録料の納付の時点で「確認書」が交付されていないときは「確認書交付申請中」と記載して、期限内にご提出下さい。
5. 提出すべき書類の不足、記載事項漏れ等がなければ、登録料の軽減手続が完了します。

(問 24) 施行規則別記様式第3号及び第4号の出願料軽減申請書及び登録料軽減申請書の添付書面で、「認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係るものであることを証する書面」とは何ですか。

(答)

1. 特段様式の指定はありませんが、研究開発事業計画に加え、育成された新品種が研究開発事業計画で設定した目標を達成していることを示すデータ、系統図(申請の対象となる新品種が、問9の第二世代でないことを確認するため)等を添付し、提出いただきますようお願いいたします。

(問 25) 出願料の軽減申請を行うにあたり、育成された新品種の特性(耐病性や高温耐性等)に関する第三者機関の検定が必要ですか。

(答)

1. 育成された新品種の特性について、必ずしも県の試験場等第三者機関の検定は必要ありません。申請者自身がデータ収集等により従来品種と新品種との比較を行う等して、特性を説明できればそれで構いません。

(問 26) 都道府県の試験場の職員や、種苗会社の従業員が育成した新品種については、どのような取扱いとなりますか。

(答)

1. これらの新品種については、法第 13 条第 2 項第 2 号に規定する「職務育成品種」に該当します。
2. 職務育成品種について出願料の軽減申請を行う場合は、出願料軽減申請書に、施行令第 1 条第 2 項に基づき、職務育成品種であることを証する書面（勤務発明届け写し、職務発明に関する認定・決定通知写し等）や、使用者等（都道府県知事等）が品種登録出願をすることを定めた契約、勤務規則の写し等の添付が必要となります。登録料の軽減申請についても同様です。

(問 27) 登録料の軽減は、なぜ 6 年目までなのですか。

(答)

1. 種苗法に基づきこれまで品種登録が行われた花きの品種について、品種登録されていた期間は、6 年間以内のものが約 8 割を占めています。これは、品種登録が行われてから約 6 年間で、登録品種の商品価値が見極められ、登録更新される品種が絞り込まれることによると考えられます。
2. 種苗法の特例における登録料の軽減は、この 6 年間を対象としているものです。

(問 28) 申請書を提出するにあたり、必要となる書類はありますか。

(答)

1. 花き振興法施行規則第 1 条に基づき、申請しようとする者が法人である場合にはその定款又はこれに代わる書面、個人である場合にはその住民票の写しが必要になります。
2. また、申請しようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）が必要となります。

お問い合わせ先

【農林水産省】

- ・ 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室
〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL: 03-6738-6162 FAX: 03-3502-0889
- ・ 東北農政局生産部園芸特産課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL: 022-221-6193 FAX: 022-217-4180
- ・ 関東農政局生産部園芸特産課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
TEL: 048-740-0433 FAX: 048-601-1431
- ・ 北陸農政局生産部園芸特産課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60
TEL: 076-232-4314 FAX: 076-232-5824
- ・ 東海農政局生産部園芸特産課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL: 052-223-4624 FAX: 052-218-2793
- ・ 近畿農政局生産部園芸特産課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
TEL: 075-414-9023 FAX: 075-451-5337
- ・ 中国四国農政局生産部園芸特産課
〒700-8532 岡山県岡山市下石井1-4-1
TEL: 086-224-9413 FAX: 086-232-7225
- ・ 九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市二の丸1-2
TEL: 096-211-9401 FAX: 096-211-9745

【北海道農政事務所】

- ・ 北海道農政事務所農政推進部農政推進課

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6
TEL : 011-642-5410 FAX : 011-642-5509

【沖縄総合事務局】

- ・ 沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL : 098-866-1653 FAX : 098-860-1195